

改正

平成30年7月30日告示第87号

庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第1号に規定する第1号事業（以下「サービス事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）の例による。

(サービス事業の内容)

第3条 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号訪問事業

- ア 介護予防訪問サービス 第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って行う事業で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス
- イ 生活援助訪問サービス 第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第2号の規定により市が定める基準に従って行う事業で、居宅要支援者の居宅において生活援助を行うサービス

(2) 第1号通所事業

- ア 介護予防通所サービス 第1号通所事業のうち、省令第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って行う事業で、平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- イ 社会参加通所サービス 第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第2号の規定により市

が定める基準に従って行う事業で、省令第140条の62の6で規定する施設において、閉じこもり防止又は自立支援を目的として日常生活上の支援を提供するサービス

(3) 第1号介護予防支援事業

(対象者)

第4条 サービス事業の対象者は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に該当することについての規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目に対する回答の結果が、同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当する法第9条第1号に規定する第1号被保険者

(事業対象者の確認申請)

第5条 サービス事業を受けようとする者で、次のいずれかに該当する第1号被保険者は、前条第2号に規定する事業対象者であることの確認を受けるため、庄原市介護予防・生活支援サービス事業事業対象者確認申請書（様式第1号）に基本チェックリストを添えて、市長に提出するものとする。

(1) 要介護又は要支援認定を受けていない者で、かつ、要介護又は要支援認定申請を行っていない者

(2) 要介護又は要支援認定を既に受けている者で、かつ、認定の有効期間の満了に当たり、要介護又は要支援認定申請を行わない者

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が事業対象者に該当するかどうかを審査し、当該審査の結果を庄原市介護予防・生活支援サービス事業事業対象者確認通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業対象者の終了)

第6条 次のいずれかに該当する事業対象者は、「事業対象者終了届出書（様式第3号）」に介護保険被保険者証を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 自立、回復等によりサービス事業の利用を終了するとき。

(2) 要介護又は要支援認定を受けたとき。

(3) 本市の被保険者でなくなったとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

2 前項の規定に関わらず、市長が、事業対象者が前項第1号から第4号のいずれかに該当すること

を確認したときは、当該事業対象者について、前条に規定する事業対象者であることの確認の効力を失うものとする。

(サービス事業の実施方法)

第7条 市長は、サービス事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者による実施

(2) 法第115条の47第4項に規定する省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(利用する事業、利用回数及び利用時間)

第8条 サービス事業を利用する対象者(以下「利用者」という。)が利用するサービス事業、利用回数及び利用時間は、第3条第1項第3号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により作成される計画により決定することとする。ただし、法第8条の2第16号に規定する介護予防支援を受けている居宅要支援被保険者については、同号による支援により作成される介護予防サービス計画により決定することとする。

(サービス事業に要する費用の額)

第9条 サービス事業に要する費用の額は、市長が別に定めるサービス事業費単位数表により算定した単位数に次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 第1号訪問事業 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)の表の上欄中第1号訪問事業を行う事業所が所在する地域区分における同表中欄中訪問介護に応じた同表下欄に掲げる割合に10円を乗じて得た額

(2) 第1号通所事業 単価告示の表の上覧中第1号通所事業を行う事業所が所在する地域区分における同表中欄中通所介護に応じた同表下欄に掲げる割合に10円を乗じて得た額

(3) 第1号介護予防支援事業 単価告示の表の上欄中庄原市の地域区分における同表中欄中介護予防支援に応じた同表下欄に掲げる割合に10円を乗じて得た額

(サービス事業に要する費用の額の算定に係る届出)

第10条 指定事業者は、サービス事業に要する費用の額を算定するにあたり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の

額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に規定する届出を行うものとする。

- 2 前項の届出に係る加算等の算定の開始時期は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には、翌々月から算定を開始するものとする。

（利用者負担金）

第11条 サービス事業の利用者負担金の額は、第9条の規定により算出された費用の額から、第14条の規定により算定された額を控除した額とする。

- 2 指定事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3第3項の規定によりサービス事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）が利用者に代わり当該指定サービス事業者を支払われる場合の当該サービス事業支給費に係るサービス事業をいう。）に該当するサービス事業を提供した際には、当該利用者から利用者負担金として、前項の規定により算出された額の支払を受けるものとする。

（支給限度額）

第12条 居宅要支援被保険者がサービス事業（指定事業者が実施するサービスに限る。以下、この条において同じ。）を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等区分支給限度基準額」という。）を基礎として、同条第1項の規定により算定した額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、サービス事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

- 2 事業対象者がサービス事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分が要支援1である者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額を基礎として、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第13条 市長は、サービス事業において、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとし、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給する。

- 2 前項の高額介護予防サービス費等相当事業の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、政令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(サービス事業支給費の支給)

第14条 第7条第1号の規定により指定事業者がサービス事業を実施する場合のサービス事業支給費の額は次のとおりとする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業については、第9条に定める額に100分の90を乗じた額

(2) 第1号介護予防支援事業については、第9条で定める額に100分の100を乗じた額

2 前項の規定によりサービス事業に対する支給費を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 第1項第1号の規定を適用する第1号訪問事業及び第1号通所事業の支給費について、政令第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が、政令第29条の2第2項で定める額以上である場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とし、政令第29条の2第4項の規定により算定した所得の額が政令第29条の2第5項で定める額以上である場合においては、同号中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 利用者が指定事業者による指定第1号訪問事業又は指定第1号通所事業を利用したときは、市長は、法第115条の45の3第3項の規定により、当該利用者が当該指定事業者に支払うべき当該サービス事業に要した費用について、サービス事業支給費として当該事業対象者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。

5 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し、サービス事業支給費の支給があったものとみなす。

6 第4項の規定による場合におけるサービス事業支給費の審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定により広島県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(サービス事業支給費の額の特例)

第14条の2 市長は、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用者が、災害その他特別な事情により第11条第1項に規定する利用者負担金を負担することが困難であるときは、利用者の申請により、サービス事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 前項に規定するサービス事業支給費の額の特例に関する基準及び手続きは、庄原市介護保険居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例に関する要綱(平成22年庄原市告示第80号)の規定を準用する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の規定による介護予防・生活支援サービス事業の利用の手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年7月30日告示第87号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成30年7月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

様式 (省略)